

(平成22年7月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認広島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月から同年12月まで  
② 昭和56年7月から57年9月まで  
③ 昭和60年4月から63年3月まで

私は、申立期間当時、A市B区C町に住んでおり、申立期間①、②及び③の国民年金保険料については、納付書でC、D又はE金融機関の支店において納付した。納め忘れがあった時は時効前に納付しており、特に、申立期間①については、時効になる前に自分の保険料のみ3か月分をまとめて納付書で納付した記憶があるため、未納とされていることに納得ができない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、時効になる前に申立人自身の国民年金保険料のみ3か月分をまとめて社会保険事務所(当時)から送付された納付書で納付したと供述しているところ、申立期間①の直前の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間①の直後の期間についても、昭和56年1月から同年3月までの保険料は58年4月6日に、56年4月から同年6月までの保険料は58年6月30日に、いずれも時効となる前にそれぞれ3か月分の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の供述と一致していることから申立期間①の保険料も納付していると考えるのが自然である。

また、申立人が3か月分をまとめて納付したとする国民年金保険料は9,900円としており、これは申立期間①当時の保険料額(1か月3,770円)とおおむね一致する。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人はC、D及びE金融機関のいずれかの金融機関において納付書により納付したと供述するのみで、具体的な

供述が得られず、上記の金融機関においても国庫金収納に係る記録の保存期限を経過しているため、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付した事実の確認ができない。

また、申立期間②及び③は、合計 51 か月と長期間であり、オンライン記録により、申立人の夫も一部納付済期間はあるものの未納期間が多く存在することが確認できる上、申立人も時期は不明であるが、申立人とその夫のどちらかの保険料だけを納付した期間もあると供述しており、特段、申立期間②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から41年6月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から41年6月まで  
② 昭和44年4月から45年3月まで

昭和36年頃、両親が私の国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料を納付してくれており、38年に結婚後は自分で保険料を納付してきた。46年か47年ごろ、A町役場から国民年金保険料の未納があるとの通知を受けたので、同役場で年金手帳を調べてもらったところ、年金手帳には漏れなく同保険料の領収記録があった。

その後、未納とされている申立期間の保険料について納付を求められたことはなく、申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年か47年ごろ、A町役場から国民年金保険料の未納があるとの通知を受けたので、同役場で年金手帳を調べてもらったが、当時、年金手帳には漏れなく同保険料の領収記録があった。その後、未納とされている申立期間の保険料について納付を求められたことはない。」としているところ、申立人は、昭和35年10月に国民年金の被保険者資格を取得し、36年4月から保険料納付を開始し、結婚後、短期間で転居をくり返しているが、特殊台帳で確認できる49年以降の住所変更の記録を見ると、戸籍の附票の住所変更年月日とほぼ一致しているほか、資格取得後、61年4月に第3号被保険者となるまでの国民年金保険料を、申立期間を除き、すべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられることから、申立人の供述に不自然さはない。

また、申立人が申立期間後に転居したB市が保管する国民年金記録表の申立人に係る保険料の納付履歴情報によると、申立期間の一部である、昭和41年4月から同年6月までの保険料が納付済みとなっており、オンライン記録の保険料納付記録との間に不整合がみられ、申立人に係る記録管理に不備があった状況が認められる。

さらに、C市が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、オンライン記録では納付済みとなっている昭和40年4月から同年7月までの保険料については、当該台帳の昭和40年度の納付欄に何も記載が無いことから未納記録と推定でき、過年度納付を申立人が行ったことが考えられるが、当該期間の過年度保険料の納付書は、管轄の社会保険事務所（当時）では申立期間当時においても毎年6月以降に送付していたとしていることから、申立人が41年8月以降の現年度納付をしておきながら、40年8月から41年3月までの過年度保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立期間当時は、申立人の夫が昭和38年3月から事業所に継続して勤務している時期であり、保険料を納付することが困難な事情はうかがえない上、申立期間②に係る44年4月以降2年間居住していたとするD市において、納付意識の高い申立人が当初の1年間の保険料を納付せず、その後の1年間のみ納付したとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から59年3月まで

昭和60年分からの確定申告を青色申告に切り替える際、国民年金保険料を納付していないことを税務署かA町役場で指摘され、さかのぼれるところまでさかのぼって過年度納付したつもりである。申立期間のうち、59年1月から同年3月までの領収証書は保管しているので調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料に係る領収証書を所持しており、当該領収証書は管轄のB社会保険事務所(当時)において作成され、61年2月19日付けの郵便局の領収日付印が押されていることから、当該期間の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人が所持する昭和61年分の所得税の確定申告書(一般用控)の保険料控除欄には、23万6,900円と記載されていることが確認できるところ、申立人の59年1月から61年12月までの申立期間の保険料を含む国民年金保険料の合計は、23万6,910円とほぼ一致することから、申立期間の保険料は61年に過年度納付されたと考えるのが自然である。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から昭和61年2月ごろに払い出されたものと推定され、申立期間のうち、58年4月から同年12月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人の所持する年金手帳を見ると、「初めて国民年金の被保険者となった日」の欄には、A町印が押され、59年4月1日から58年4月1日に訂正されていることが確認できるものの、同町の国民年金被保険者名簿に

おいては、資格取得日が58年4月1日から59年4月1日に訂正されているため、58年4月から59年3月までは未加入期間となることから、保険料の検認記録欄も58年4月から同年12月までは、いったん未納と記載されていたものが取り消され未加入期間とされていることが確認できるなど、特段、申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年9月まで

私は、それまで勤めていた事業所を退職後に理容院を開業し、申立期間については集金人が自宅兼店舗に国民年金保険料を集金に来ていた。

また、夫が国民年金に加入してからは、夫婦二人分の保険料を納付していたため、未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、それまで勤めていた事業所を退職後に理容院を開業し、昭和36年4月から国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、40年10月ごろと推定されるため、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳及び被保険者名簿の氏名欄には、旧姓ではなく、婚姻後の姓が記載されており、婚姻日は昭和37年12月\*日であるため、婚姻後に国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人はA市B局の職員が集金に来ていたとしているが、A市では、集金は国民年金嘱託員が行っていたとしているところ、申立人が名前を挙げた職員は、「A市職員名簿 昭和42年11月1日現在」により、国民年金嘱託員として確認できるが、「A市職員名簿 昭和41年7月12日現在」では確認できないため、当該職員は昭和41年7月13日から42年11月1日までの間に嘱託員になったと考えられ、申立期間においては集金人ではないことから、納付記録がある被保険者期間と混同していることがうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から同年10月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付を猶予されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成14年8月から同年10月まで

私は、20歳になった平成14年\*月に国民年金に加入したが、同年8月から同年10月までは未納とされており、同年11月から15年3月までは学生納付特例により国民年金保険料の納付を猶予されている。しかし、疾患の初診日が平成15年3月となっていることから障害年金の受給要件を満たしていないため申請できない。20歳当時は学生であったので、申立期間を学生納付特例期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間直後の学生納付特例の措置は、オンライン記録から平成14年12月3日に当該申請書が提出され、申請月の前月である同年11月から承認され、15年3月まで納付が猶予されていることが確認できることから、申立期間当時の学生納付特例制度では、国民年金保険料の納付猶予は、申請した月の前月からであることから、制度上、申立期間はさかのぼって学生納付特例の期間とはならない。

また、申立人の国民年金への加入は、オンライン記録から平成14年9月ごろに行われていたことが確認できることから、申立人が学生納付特例の申請を行う機会は同年12月以前にもあったことがうかがえるものの、申立人は、学生納付特例の申請に直接関与していない上、申立人の供述から学生納付特例の申請を行ったと思われる申立人の母親に聴取しても、当該申請手続等に関する記憶が曖昧である上、ほかに申立期間について、学生納付特例を申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月及び同年5月

私は、勤務していた会社が適用事業所ではなくなったため、平成12年9月ごろに国民年金に加入し、市役所から届いた納付書で、同年9月から15年11月までの保険料を通勤経路にあったA郵便局かB銀行C支店で、半年から一年分ずつまとめてさかのぼって現金で納付していた。

年度ごとにまとめて納付していたのに、申立期間の2か月のみが未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間である平成12年9月から15年11月までの期間のうち、国民年金保険料を納付済みである12年9月から15年3月までの納付年月日を見ると、申立てのとおり、12年9月から13年3月までの保険料は13年9月27日に、平成13年度の保険料は14年12月16日に、14年度の保険料は16年3月18日に、それぞれまとめて過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

しかし、申立期間に係る平成15年度の保険料については、平成15年6月から同年11月までの保険料を翌々年度である17年7月27日に納付していることが確認でき、当該時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない。

また、申立人について、平成17年6月14日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録により確認できることから、申立期間の保険料に係る納付書は2年の時効が経過しているため、納付書が発行されなかったものとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、市役所から送付された納付書で、半年分から一年分をまとめてさかのぼって納付したとし、1か月分又は2か月分の短期間の保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立期間の2か月分の

保険料のみを別途納付したとは考えられず、このほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。